

認知症施策を推進するための 認知症の人及び家族等の意見聴取について

1 背景

- 2024年1月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「基本法」）」が施行された。
- 認知症施策の基本理念が示され、以下の12の基本的施策の実施が責務とされた。
- 国に対し、「認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」）」を策定することが義務付けられた。
- 都道府県及び市区町村においては、国の基本計画に基本とし、当該自治体の実情に即した「認知症施策推進計画（以下「推進計画」）」を策定することが努力義務とされた。
- 国及び東京都ではそれぞれ計画の策定作業を進めており、国の基本計画は2024年秋頃、東京都の推進計画は2024年度末に策定される見込みである。

【基本法で定める基本的施策】 ※8～12は国の責務

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
6. 相談体制の整備等
7. 研究等の推進等認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
8. 認知症の予防等
9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施
10. 多様な主体の連携地方公共団体に対する支援
11. 地方公共団体に対する支援
12. 国際協力

2 町田市の考え方

- 町田市ではこれまで、認知症になっても地域の中で自分らしく活躍できる「認知症とともに生きるまち」を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視した施策を推進してきた。
- この施策は、「町田市いきいき長寿プラン24－26（以下「いきいき長寿プラン」）」の基本施策3「認知証とともに生きる」に位置づけている。
- 法が定める基本理念及び基本的施策は、「いきいき長寿プラン」における市の認知症施策の方向性と一致するものである。

高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが
実感できるまち



3 【協議事項】 認知症の人やその家族の意見の聴取方法について

- より当事者の意見を反映した施策となるよう、認知症当事者の会や家族会へのヒアリング、当事者が参加するワークショップの実施等により、意見聴取の体制を強化したい。
- 聴取した意見は、認知症施策推進協議会にて報告し専門職等関係者の意見も踏まえたうえで、「いきいき長寿プラン」素案や実施状況評価に反映する。

⇒ 例) Dカフェ等の当事者が集まる会に出向いてのヒアリング、当事者やご家族に参加いただくワークショップ